

令和 7 年12月10日

令和 7 年第 3 回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会附属資料

(令和 7 年12月 5 日付託分)

県 土 整 備 局

目 次

ページ

1	神奈川県手数料条例 新旧対照表【県土整備局関係】	1
2	神奈川県都市公園条例 新旧対照表	2
3	神奈川県建築基準条例 新旧対照表	3
4	都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例 新旧対照表	9
5	一般国道134号花水川橋架替（作業用栈橋）工事の概要	11
6	県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（2期－建築－第1工区）の概要	14
7	県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（2期－建築－第2工区）の概要	17
8	県営綾瀬寺尾団地公営住宅新築工事（2期－建築－第2工区）の概要	20

1 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表【県土整備局関係】

改 正			現 行		
別表（第2条関係） 1～7 （略） 8 県土整備局関係			別表（第2条関係） 1～7 （略） 8 県土整備局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料 の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料 の名称	金額
1～41 （略）			1～41 （略）		
41の2 マンションの 再生等の円滑化に関 する法律（平成14 年法律第78号）第163 条の59第1項の規定 に基づくマンション の容積率等の特例の 許可の申請に対する 審査	要除却等 認定マン ションの 建替えに より新た に建築さ れるマン ション又 は要除却 等認定マ ンション の更新が されるマ ンション の容積率 等の特例 許可申請 手数料	(略)	41の2 マンションの 建替え等の円滑化に 関する法律（平成14 年法律第78号）第105 条第1項 の規定 に基づくマンション の容積率の特例の 許可の申請に対する 審査	要除却認 定マンシ ョンの建 替えによ り新たに 建築され るマンシ ョンの容 積率の特 例許可申 請手数料 _____ _____ _____ _____ _____ _____	(略)
41の3～64 （略）			41の3～64 （略）		
9～11 （略）			9～11 （略）		

2 神奈川県都市公園条例（昭和32年神奈川県条例第7号）新旧対照表

改 正					現 行				
別表第 1 （第15条関係） 有料の公園施設					別表第 1 （第15条関係） 有料の公園施設				
公園名		有料の公園施設			公園名		有料の公園施設		
(略)		(略)			(略)		(略)		
秦野戸川公園		軟式野球場 多目的グラウンド			秦野戸川公園		少年野球場 多目的グラウンド		
(略)		(略)			(略)		(略)		
別表第 5 （第33条、第35条、第37条関係） 有料の公園施設の利用料金					別表第 5 （第33条、第35条、第37条関係） 有料の公園施設の利用料金				
名称	区分		単位	利用料 金の上 限額	名称	区分		単位	利用料 金の上 限額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
秦 野 戸 川 公園	軟式野球場		1 時間	1, 070円	秦 野 戸 川 公園	少年野球場		1 時間	470円
	(略)		(略)	(略)		(略)		(略)	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
備考 （略）					備考 （略）				

3 神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）新旧対照表

改 正	現 行
目次 第1章 （略） 第2章 <u>崖付近の</u>建築物及び大規模な建築物の敷地と道路との関係（第3条・第4条） 第2章の2～第5章 （略） 附則 （趣旨） 第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号）<u>第40条（第88条第1項において準用する場合を含む。）</u>、第43条第3項及び第68条の9の規定による建築物等の制限、同法第56条の2第1項の規定による区域等の指定並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第2項の規定による道に関する基準その他建築基準法の施行について必要な事項を定めるものとする。 第2条 （略） 第2章 <u>崖付近の</u>建築物及び大規模な建築物の敷地と道路との関係 （削除） （削除） （崖付近の建築物）	目次 第1章 （略） 第2章 <u>災害危険区域等における建築物及び大規模な建築物の敷地と道路との関係（第2条の2～第4条）</u> 第2章の2～第5章 （略） 附則 （趣旨） 第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号）<u>第39条第1項の規定による災害危険区域の指定、同法第39条第2項、第40条（第88条第1項において準用する場合を含む。）</u>、第43条第3項及び第68条の9の規定による建築物等の制限、同法第56条の2第1項の規定による区域等の指定並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第2項の規定による道に関する基準その他建築基準法の施行について必要な事項を定めるものとする。 第2条 （略） 第2章 <u>災害危険区域等における建築物及び大規模な建築物の敷地と道路との関係</u> <u>（災害危険区域の指定）</u> <u>第2条の2 法第39条第1項の規定による災害危険区域として、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により知事が指定した土砂災害特別警戒区域（第3条において「特別警戒区域」という。）を除く。）を指定する。</u> <u>（災害危険区域内の建築物）</u> <u>第2条の3 災害危険区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、次条に規定するもののほか、当該建築物の基礎及び主要構造部は、鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造とし、かつ、当該居室は、がけ（こう配が30度をこえる傾斜地をいう。次条において同じ。）に直接面していないものでなければならない。ただし、がけくずれによる被害をうけるおそれのない場合はこの限りでない。</u> （がけ附近の建築物）

改 正	現 行
第3条 崖（勾配が30度を超える傾斜地であつて、高さが2メートルを超えるものに限る。以下同じ。）の下端からの水平距離が、崖の高さの2倍以内の位置に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成する場合（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により知事が指定した土砂災害特別警戒区域内において居室を有する建築物を建築する場合を除く。）には、崖の形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若しくは構造に応じて、安全な擁壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する部分については、この限りでない。 （1）崖の形状又は土質により安全上支障がない部分 （2）崖の上部の盛土の部分で、高さが1メートル以下、斜面の勾配が30度以下であり、かつ、その斜面を芝又はこれに類するもので覆つたもの 2 前項の規定は、崖の上に建築物を建築する場合において、当該建築物の基礎が崖に影響を及ぼさないとき、又は崖の下に建築物を建築する場合において、当該建築物の主要構造部（崖崩れによる被害を受けるおそれのない部分を除く。）を鉄筋コンクリート造とし、又は崖と当該建築物との間に適当な流土止めを設けたときは、適用しない。 3 崖の上にある建築敷地には、崖の上部に沿つて排水溝を設ける等崖への流水又は浸水を防止するため適当な措置を講じなければならない。 第4条 （略） （対象区域等の指定） 第4条の2 法第56条の2第1項の規定により指定する区域は次の表の対象区域の欄に掲げる区域とし、同項の規定により法別表第4（ろ）欄の4の項イ又はロのうちから指定するものは次の表（4の項に限る。）の法別表第4（ろ）欄の4の項イ又はロの欄に掲げるものとし、同項の規定により指定する平均地盤面からの高さはそれぞれ同表（2の項及び3の項に限る。）の平均地盤面からの高さの欄に掲げるものとし、同項の規定により指定する号はそれぞれ同表の法別表第4（に）欄の号の欄に掲げる号とする。	第3条 高さ3メートルを超えるがけの下端（がけの下にあつては、がけの上端）からの水平距離が、がけの高さの2倍以内の位置に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成する場合（特別警戒区域内において居室を有する建築物を建築する場合を除く。）には、がけの形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若しくは構造に応じて、安全な擁壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する部分については、この限りでない。 （1）がけの形状又は土質により安全上支障がない部分 （2）がけの上部の盛土の部分で、高さが2.5メートル以下、斜面のこう配が45度以下であり、かつ、その斜面をしば又はこれに類するものでおつたもの 2 前項の規定は、がけの上に建築物を建築する場合において、当該建築物の基礎ががけに影響を及ぼさないとき、又はがけの下に建築物を建築する場合において、当該建築物の主要構造部（がけくずれによる被害をうけるおそれのない部分を除く。）を鉄筋コンクリート造とし、又はがけと当該建築物との間に適当な流土止めを設けたときは、適用しない。 3 高さ3メートルをこえるがけの上にある建築敷地には、がけの上部に沿つて排水こうを設ける等がけへの流水又は浸水を防止するため適当な措置を講じなければならない。 第4条 （略） （対象区域等の指定） 第4条の2 法第56条の2第1項の規定により指定する区域は次の表の対象区域の欄に掲げる区域とし、同項の規定により法別表第4（ろ）欄の4の項イ又はロのうちから指定するものは次の表（4の項に限る。）の法別表第4（ろ）欄の4の項イ又はロの欄に掲げるものとし、同項の規定により指定する平均地盤面からの高さはそれぞれ同表（2の項及び3の項に限る。）の平均地盤面からの高さの欄に掲げるものとし、同項の規定により指定する号はそれぞれ同表の法別表第4（に）欄の号の欄に掲げる号とする。

改正				現行			
対象区域	法別表第4(ろ)欄の4の項イ又はロ	平均地盤面からの高さ	法別表第4(に)欄の号	対象区域	法別表第4(ろ)欄の4の項イ又はロ	平均地盤面からの高さ	法別表第4(に)欄の号
1～3 (略)				1～3 (略)			
4 用途地域の指定のない区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化調整区域、同法第8条第1項第7号に掲げる風致地区及び第53条第2項各号に掲げる区域を除く。)	(略)		(略)	4 用途地域の指定のない区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化調整区域、同法第8条第1項第7号に掲げる風致地区及び第53条第3項各号に掲げる区域を除く。)	(略)		(略)
2 (略)				2 (略)			
第5条～第35条 (略)				第5条～第35条 (略)			
(廊下及び広間の類)				(廊下及び広間の類)			
第36条 興行場等(集会場にあつては、客席の床面積の合計が100平方メートル以上のものに限る。)の用途に供する建築物の各階には、客席の両側及び後方に廊下又は広間の類を設けなければならない。ただし、客席からずい道を設け、廊下若しくは広間の類に通じている場合で、避難上支障がないとき又は客席が避難階にあり、かつ、客席の側面に設ける出口が直接道、公園、幅員3メートル以上の敷地内通路その他避難上安全な場所に面している場合は、この限りでない。				第36条 興行場等_____の用途に供する建築物の各階には、客席の両側及び後方に廊下又は広間の類を設けなければならない。ただし、客席からずい道を設け、廊下若しくは広間の類に通じている場合で、避難上支障がないとき又は客席が避難階にあり、かつ、客席の側面に設ける出口が直接道、公園、幅員3メートル以上の敷地内通路その他避難上安全な場所に面している場合は、この限りでない。			
2～4 (略)				2～4 (略)			
第37条～第47条 (略)				第37条～第47条 (略)			
(自動車用の出口)				(自動車用の出口)			
第48条 自動車車庫(その用途に供する部分の床面積の合計(同一敷地内に2以上の建築物がある場合には、その用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この条において同じ。))が50平方メートル以内のものを除く。以下この節において同じ。)又は自動車修理工場の敷地の自動車用の出口は、次の各号のいずれかに面する場所に設けてはならない。ただし、知事が自動				第48条 自動車車庫(その用途に供する部分の床面積の合計_____が50平方メートル以内のものを除く。以下この節において同じ。)又は自動車修理工場の敷地の自動車用の出口は、次の各号のいずれかに面する場所に設けてはならない。ただし、知事が自動			

改 正	現 行
車庫若しくは自動車修理工場の規模若しくは周囲の状況により通行上支障がないと認めて許可した場合又は消防用自動車の車庫については、この限りでない。 (1)～(4) (略) 2～4 (略) 第49条～第52条の3 (略) (小荷物専用昇降機の機械室) 第52条の4 小荷物専用昇降機の機械室には、専用の点検口及び照明設備又は照明用コンセント設備を設けなければならない。 第52条の5 (略) (敷地と道路との関係) 第52条の6 (略) 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 (1) その敷地が幅員4メートル以上の道（道路に該当するものを除き、<u>建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）</u>第10条の3第1項に掲げる基準及び第52条の17の2第1項の基準に適合する道に限る。）に2メートル以上接する建築物のうち、<u>省令第10条の3第3項の基準に適合するもの</u>で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの (2) <u>省令第10条の3第4項の基準に適合する建築物で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したもの</u> (削除) (削除) (削除) 第52条の7～第52条の18 (略) (建築計画概要書等の写し等の交付) 第52条の18の2 何人も、知事が別に定めるところにより、<u>省令</u> 第11条の3第1項各号に掲げる書類（別表において「建	車庫若しくは自動車修理工場の規模若しくは周囲の状況により通行上支障がないと認めて許可した場合又は消防用自動車の車庫については、この限りでない。 (1)～(4) (略) 2～4 (略) 第49条～第52条の3 (略) (小荷物専用昇降機の機械室) 第52条の4 小荷物専用昇降機の機械室には、専用の点検口及び照明設備_____を設けなければならない。 第52条の5 (略) (敷地と道路との関係) 第52条の6 (略) 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 (1) その敷地が幅員4メートル以上の道（道路に該当するものを除き、<u>農道その他これに類する公共の用に供する道又は政令第144条の4第1項各号に掲げる基準及び第52条の17の2の規定による</u>基準に適合する道に限る。）に2メートル以上接する建築物のうち、<u>延べ面積が200平方メートル以内の一戸建ての住宅で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの</u> (2) <u>次に掲げる基準のいずれかに</u>に適合する建築物で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したもの ア <u>その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有する建築物であること。</u> イ <u>その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員4メートル以上のものに限る。）に2メートル以上接する建築物であること。</u> ウ <u>その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であつて、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。</u> 第52条の7～第52条の18 (略) (建築計画概要書等の写し等の交付) 第52条の18の2 何人も、知事が別に定めるところにより、<u>建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）</u>第11条の3第1項各号に掲げる書類（別表において「建

改 正	現 行
築計画概要書等」という。)の写し又は省令第6条の3第1項各号に掲げる台帳に記載されている事項のうち知事が別に定める事項の証明書(別表において「台帳記載事項証明書」という。)の交付を請求することができる。 第52条の19・第52条の20 (略) (適用の除外) 第53条 この条例 _____ は、法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村が法第40条又は法第43条第3項の規定に基づき条例を定めたときは、その条例の効力が発生した時から、当該市町村の区域内においては、適用しない。 (削除) <u>2・3</u> (略) 第54条～第58条 (略) (罰則) 第59条 _____ 第3条第1項若しくは第3項、第4条、第5条、第9条、第11条、第12条、第13条第1項、第15条から第17条まで、第19条、第20条第1項から第4項まで、第21条、第22条第1項、第23条、第24条第1項若しくは第2項、第25条、第26条第1項、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条第1項、第32条第1項、第3項若しくは第4項、第33条、第34条、第35条第1項から第3項まで、第36条第1項、第3項若しくは第4項、第37条から第39条まで、第41条、第43条第2項若しくは第4項、第46条、第48条第1項若しくは第4項、第49条、第50条第1項、第51条、第51条の2、第52条の6、第52条の7、第52条の9第1項若しくは第2項、第52条の10第1項若しくは第2項、第52条の11第1項、第52条の12第1項又は第52条の13第1項の規定に違反した建築物、工作物又は建築設備の設計者(設計図書に記載された法第98条第1項第2号に規定する認定建築材料等(以下この項において「認定建築材料等」という。))の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図	築計画概要書等」という。)の写し又は省令第6条の3第1項各号に掲げる台帳に記載されている事項のうち知事が別に定める事項の証明書(別表において「台帳記載事項証明書」という。)の交付を請求することができる。 第52条の19・第52条の20 (略) (適用の除外) 第53条 この条例 <u>(第2条の2及び第2条の3の規定を除く。)</u> は、法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村が法第40条又は法第43条第3項の規定に基づき条例を定めたときは、その条例の効力が発生した時から、当該市町村の区域内においては、適用しない。 <u>2 第2条の2及び第2条の3の規定は、前項に規定する市町村が法第39条第1項又は第2項の規定に基づき条例を定めたときは、その条例の効力が発生した時から、当該市町村の区域内においては、適用しない。</u> <u>3・4</u> (略) 第54条～第58条 (略) (罰則) 第59条 <u>第2条の3、</u>第3条第1項若しくは第3項、第4条、第5条、第9条、第11条、第12条、第13条第1項、第15条から第17条まで、第19条、第20条第1項から第4項まで、第21条、第22条第1項、第23条、第24条第1項若しくは第2項、第25条、第26条第1項、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条第1項、第32条第1項、第3項若しくは第4項、第33条、第34条、第35条第1項から第3項まで、第36条第1項、第3項若しくは第4項、第37条から第39条まで、第41条、第43条第2項若しくは第4項、第46条、第48条第1項若しくは第4項、第49条、第50条第1項、第51条、第51条の2、第52条の6、第52条の7、第52条の9第1項若しくは第2項、第52条の10第1項若しくは第2項、第52条の11第1項、第52条の12第1項又は第52条の13第1項の規定に違反した建築物、工作物又は建築設備の設計者(設計図書に記載された法第98条第1項第2号に規定する認定建築材料等(以下この項において「認定建築材料等」という。))の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図

改 正	現 行
書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）においてはその建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、50万円以下の罰金に処する。 2・3 （略）	書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）においてはその建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、50万円以下の罰金に処する。 2・3 （略）

4 都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例（平成13年神奈川県条例第63号）
新旧対照表

改 正	現 行
（法第34条第12号の規定による開発許可の基準） 第2条 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第12号の規定により、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として条例で定めるものは、<u>都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域及び同条第7号（政令第8条第1項第2号ロに掲げる土地の区域に係る部分に限る。）に掲げる区域のうち知事が別に定める区域（これらの区域のうち災害の防止その他の事情を考慮して安全上又は避難上支障がないと認められる区域を除く。）を除く区域における開発行為であって、次に掲げるものとする。</u> （1）市街化調整区域において、当該市街化調整区域に係る線引きの日前から土地を所有する者（当該線引きの際に当該市街化調整区域内の土地を所有していた者の直系血族又は配偶者であって、当該線引きの日以後に当該土地を相続又は贈与により承継した者を含み、農家（農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）第2条第3項に規定する農家という。以下同じ。）に属する者に限る。以下「農家に属する土地所有者」という。）の親族（農家に属する土地所有者と住居及び生計を一にしたことがある者に限る。）が、当該市街化調整区域において自己の居住の用に供する住宅を新たに必要とするやむを得ない理由があり、当該市街化調整区域内の当該土地（以下「対象土地」という。）のうち集落内又は集落に近接する区域にあるものにおいて、自己の居住の用に供する専用住宅（敷地面積が150平方メートル以上400平方メートル以下であるものに限る。）を建築することを目的として行う開発行為 （2）～（5） （略） （政令第19条第1項ただし書の規定による開発行為の規模） 第3条 政令 _____第19条第1項ただし書の規定により、条例で定める区域区分が定	（法第34条第12号の規定による開発許可の基準） 第2条 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第12号の規定により、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として条例で定めるものは_____ _____、次に掲げるものとする。 （1）市街化調整区域において、当該市街化調整区域に係る線引きの日前から土地を所有する者（当該線引きの際に当該市街化調整区域内の土地を所有していた者の直系血族_____であって、当該線引きの日以後に当該土地を相続又は贈与により承継した者を含み、農家（農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）第2条第3項に規定する農家という。以下同じ。）に属する者に限る。以下「農家に属する土地所有者」という。）の親族（農家に属する土地所有者と住居及び生計を一にしたことがある者に限る。）が、当該市街化調整区域において自己の居住の用に供する住宅を新たに必要とするやむを得ない理由があり、当該市街化調整区域内の当該土地（以下「対象土地」という。）のうち集落内又は集落に近接する区域にあるものにおいて、自己の居住の用に供する専用住宅（敷地面積が150平方メートル以上400平方メートル以下であるものに限る。）を建築することを目的として行う開発行為 （2）～（5） （略） （政令第19条第1項ただし書の規定による開発行為の規模） 第3条 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第19条第1項ただし書の規定により、条例で定める区域区分が定

改 正	現 行
められていない都市計画区域内における開発行為の規模は、1,000平方メートルとする。 (政令第36条第1項第3号ハの規定による法第43条第1項の許可の基準) 第4条 政令第36条第1項第3号ハの規定により、建築物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる建築物として条例で定めるものは、<u>政令第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域及び同条第7号（政令第8条第1項第2号ロに掲げる土地の区域に係る部分に限る。）に掲げる区域のうち知事が別に定める区域（これらの区域のうち災害の防止その他の事情を考慮して安全上又は避難上支障がないと認められる区域を除く。）を除く区域における建築物であつて、次に掲げるものとする。</u> (1)～(3) (略)	められていない都市計画区域内における開発行為の規模は、1,000平方メートルとする。 (政令第36条第1項第3号ハの規定による法第43条第1項の許可の基準) 第4条 政令第36条第1項第3号ハの規定により、建築物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる建築物として条例で定めるものは_____ _____ _____ _____ _____ _____ ____、次に掲げるものとする。 (1)～(3) (略)

5 一般国道 134 号花水川橋架替（作業用栈橋）工事の概要

- (1) 工 事 名 称 一般国道134号花水川橋架替（作業用栈橋）工事
- (2) 工 事 場 所 平塚市虹ヶ浜～唐ヶ原地内
- (3) 工 事 内 容 作業用栈橋設置工事 N = 1 式
- (4) 請 負 契 約 金 額 11億5,470万1,130円
- (5) 請 負 契 約 者 名 熊谷・関東緑地土木・共栄特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社熊谷組 横浜営業所
所長 竹 中 克 司
所在地 神奈川県横浜市中区桜木町1丁目1番67号

入札執行状況調書

工事名称 一般国道134号花水川橋架替（作業用栈橋）工事

- 1 開札年月日 令和7年9月29日
- 2 落札額 1,154,701,130円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 104,972,830円
- 3 入札回数 1回
- 4 入札参加者及び入札高 別表のとおり

(単位 円)

予 定 価 格	落 札 額	品質確保保証価格	失格基準価格
1,179,110,000	1,049,728,300	1,049,407,900	996,937,505

(別表)

(単位 円)

業 者 名	所 在 地	代 表 者	入札結果	評価値	摘要
			第1回入札高		
熊谷・関東緑地土木・共栄特定建設工事共同企業体	横浜市中区桜木町	株式会社熊谷組 横浜営業所	1,049,728,300	0.1145	落札
東亜・西・渡栄土木特定建設工事共同企業体	横浜市中区太田町	東亜建設工業株式会社横浜支店	1,079,000,000	0.1112	

(注) 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

(注) 本件は、「総合評価方式（簡易型）」により、請負契約者を決定したものである。上記表中の評価値は、小数第5位を四捨五入している。

(1) 入札価格 ≥ 品質確保保証価格の場合

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} \times 1,000,000$$

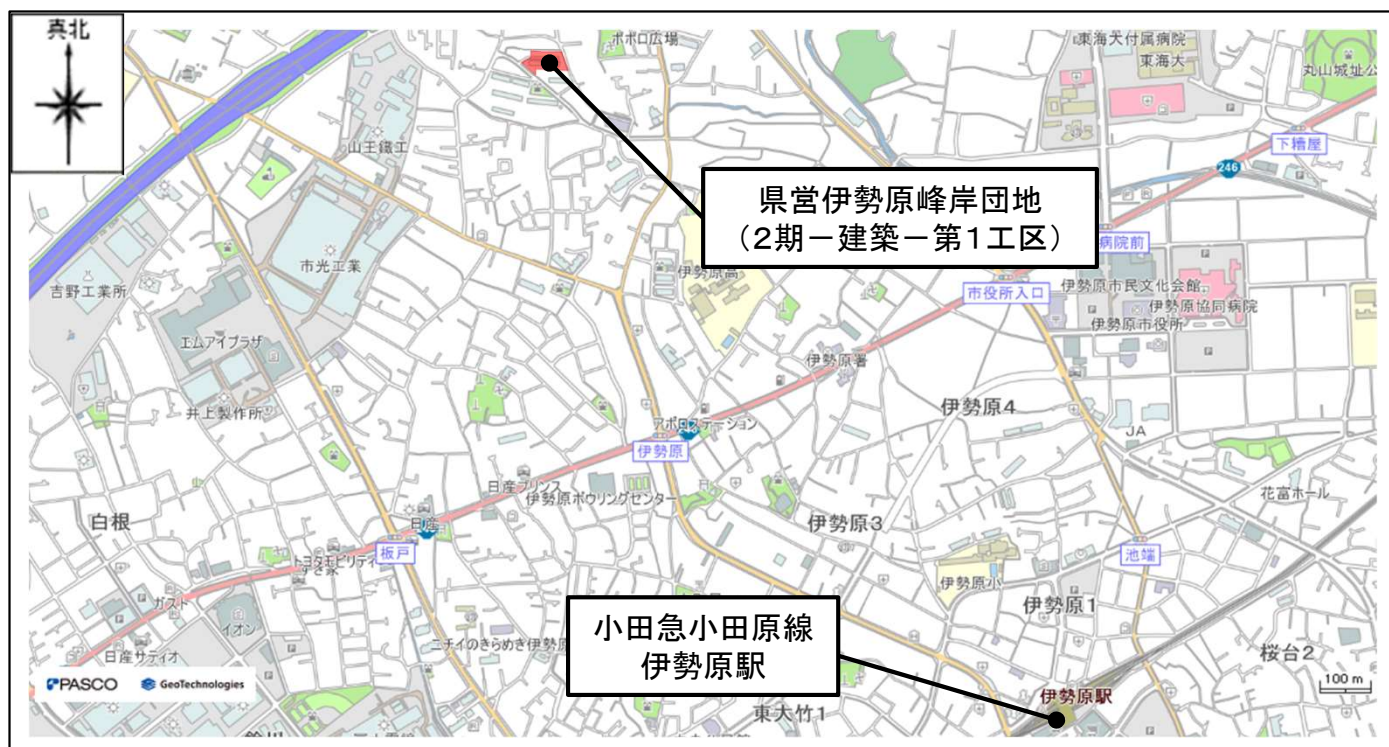
(2) 品質確保保証価格 > 入札価格 ≥ 失格基準価格の場合

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{品質確保保証価格}} \times 1,000,000$$

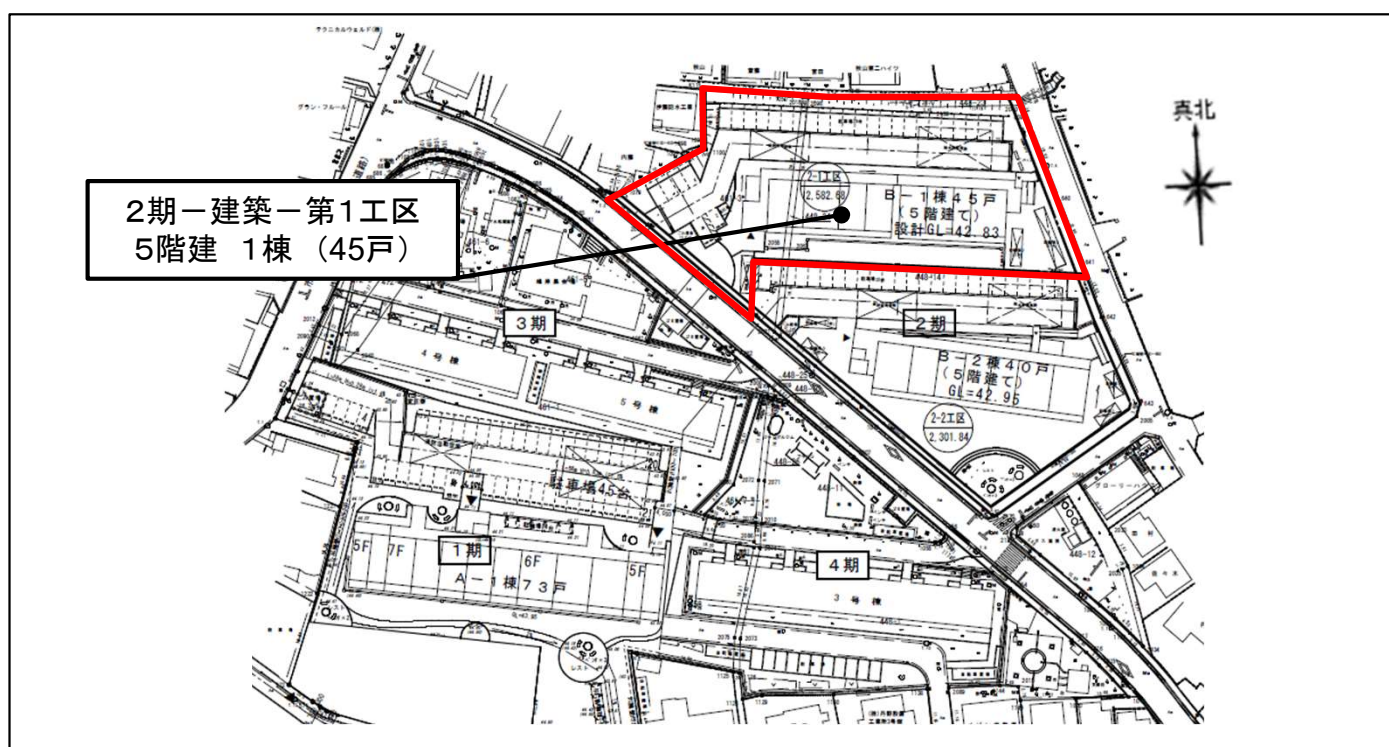
6 県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（２期－建築－第１工区）の概要

- (1) 工 事 名 称 県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（２期－建築－第１工区）
- (2) 工 事 場 所 伊勢原市上粕屋 448－14 外
- (3) 工 事 内 容 構造/階数 鉄筋コンクリート造 ５階建 １棟
延床面積 2,463.14㎡
住戸数 45戸
- (4) 請負契約金額 10億3,321万4,160円
- (5) 請負契約者名 エス・ケイ・ディ・コラム建設特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社エス・ケイ・ディ
代表取締役 長谷川 辰 巳
所在地 平塚市四之宮一丁目 8 番 56 号

県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（2期－建築－第1工区）概要図



位置図



配置図

入札執行状況調書

工事名称 県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（２期－建築－第１工区）

- 1 開札年月日 令和７年９月30日
- 2 落札額 1,033,214,160円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 93,928,560円
- 3 入札回数 1回
- 4 入札参加者及び入札高 別表のとおり

(単位 円)

予定価格	落札額	品質確保保証価格	失格基準価格
999,140,000	939,285,600	939,191,600	892,232,020

(別 表)

(単位 円)

業 者 名	所 在 地	代 表 者	入札結果	評価値	摘要
			第１回入札高		
大野土建・愛甲建設特定建設工事共同企業体	相模原市中央区田名塩田	大野土建（株）	939,000,000	0.1123	
エス・ケイ・ディ・コラム建設特定建設工事共同企業体	平塚市四之宮	（株）エス・ケイ・ディ	939,285,600	0.1128	落札
小島・大野特定建設工事共同企業体	厚木市中町	（株）小島組			辞退
渡辺組・見上工業特定建設工事共同企業体	横浜市中区南仲通	（株）渡辺組			辞退
アイグステック・相陽建設特定建設工事共同企業体	藤沢市大庭	アイグステック（株）			辞退

(注) 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

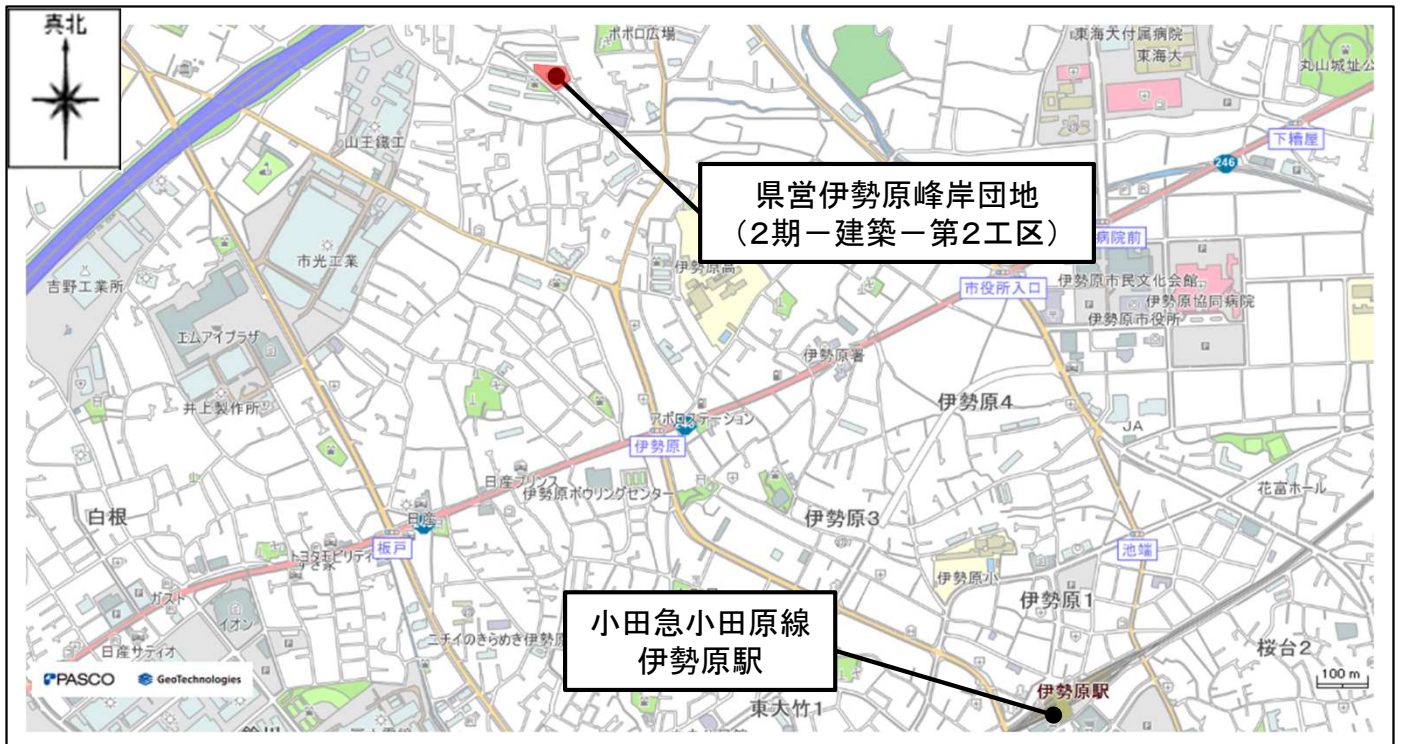
(注) 本件は、総合評価方式により請負契約者を決定したものである。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格又は品質確保保証価格}} \times 1,000,000$$

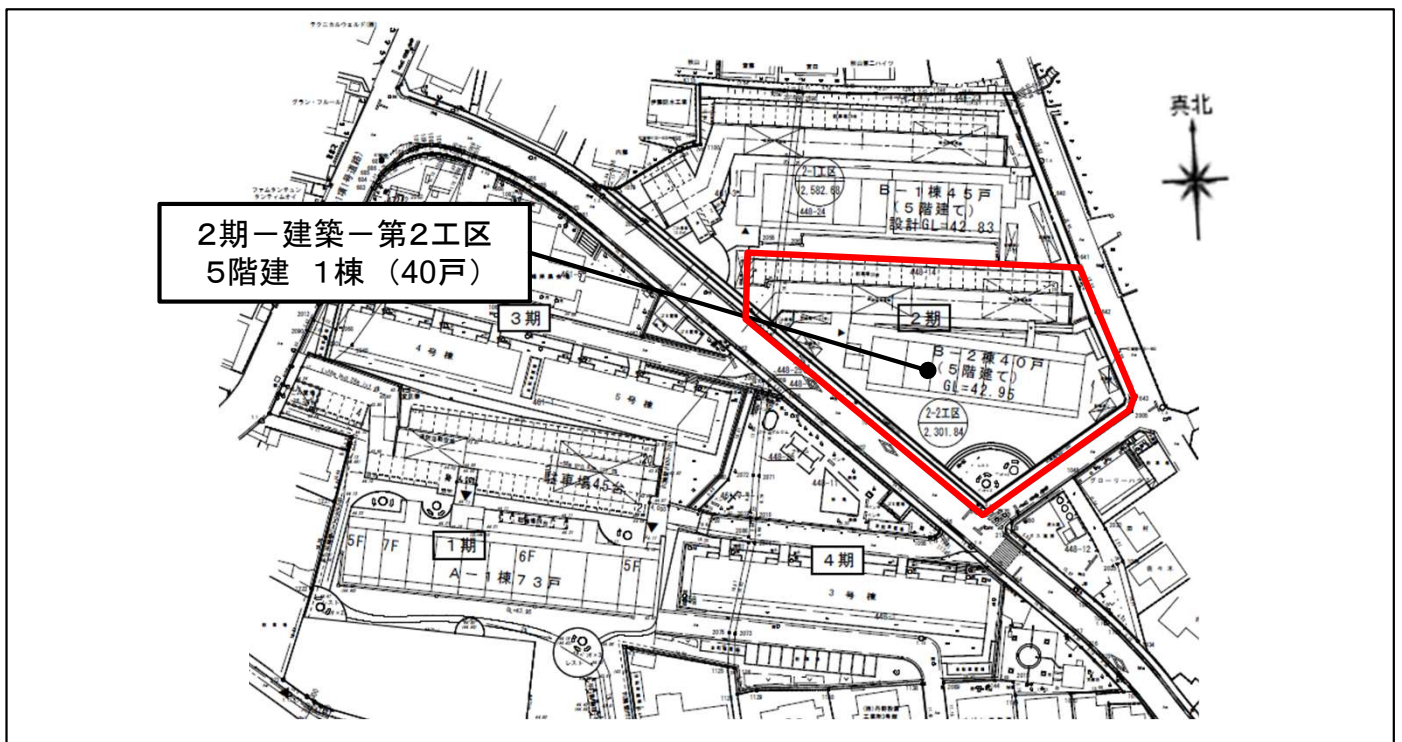
7 県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（2期－建築－第2工区）の概要

- (1) 工 事 名 称 県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（2期－建築－第2工区）
- (2) 工 事 場 所 伊勢原市上粕屋 448－14 外
- (3) 工 事 内 容 構造/階数 鉄筋コンクリート造 5階建 1棟
延床面積 2,272.45㎡
住戸数 40戸
- (4) 請負契約金額 9億4,423万8,460円
- (5) 請負契約者名 大野土建・愛甲建設特定建設工事共同企業体
代表者 大野土建株式会社
代表取締役 大 野 攻
所在地 相模原市中央区田名塩田 4－16－4

県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（2期－建築－第2工区）概要図



位置図



配置図

入札執行状況調書

工事名称 県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（２期－建築－第２工区）

- １ 開札年月日 令和７年10月１日
- ２ 落札額 944,238,460円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 85,839,860円
- ３ 入札回数 １回
- ４ 入札参加者及び入札高 別表のとおり

(単位 円)

予定価格	落札額	最低制限価格
913,104,000	858,398,600	858,317,760

(別 表)

(単位 円)

業 者 名	所 在 地	代 表 者	入札結果	摘 要
			第１回入札高	
大野土建・愛甲建設特定建設工事共同企業体	相模原市中央区田名塩田	大野土建（株）	858,398,600	落札
アイグステック・相陽建設特定建設工事共同企業体	藤沢市大庭	アイグステック（株）		辞退
亀井工業・大勝建設特定建設工事共同企業体	茅ヶ崎市南湖	亀井工業（株）		辞退
小島・大野特定建設工事共同企業体	厚木市中町	（株）小島組	857,800,760	※失格
エス・ケイ・ディ・コラム建設特定建設工事共同企業体	平塚市四之宮	（株）エス・ケイ・ディ	858,314,000	※失格

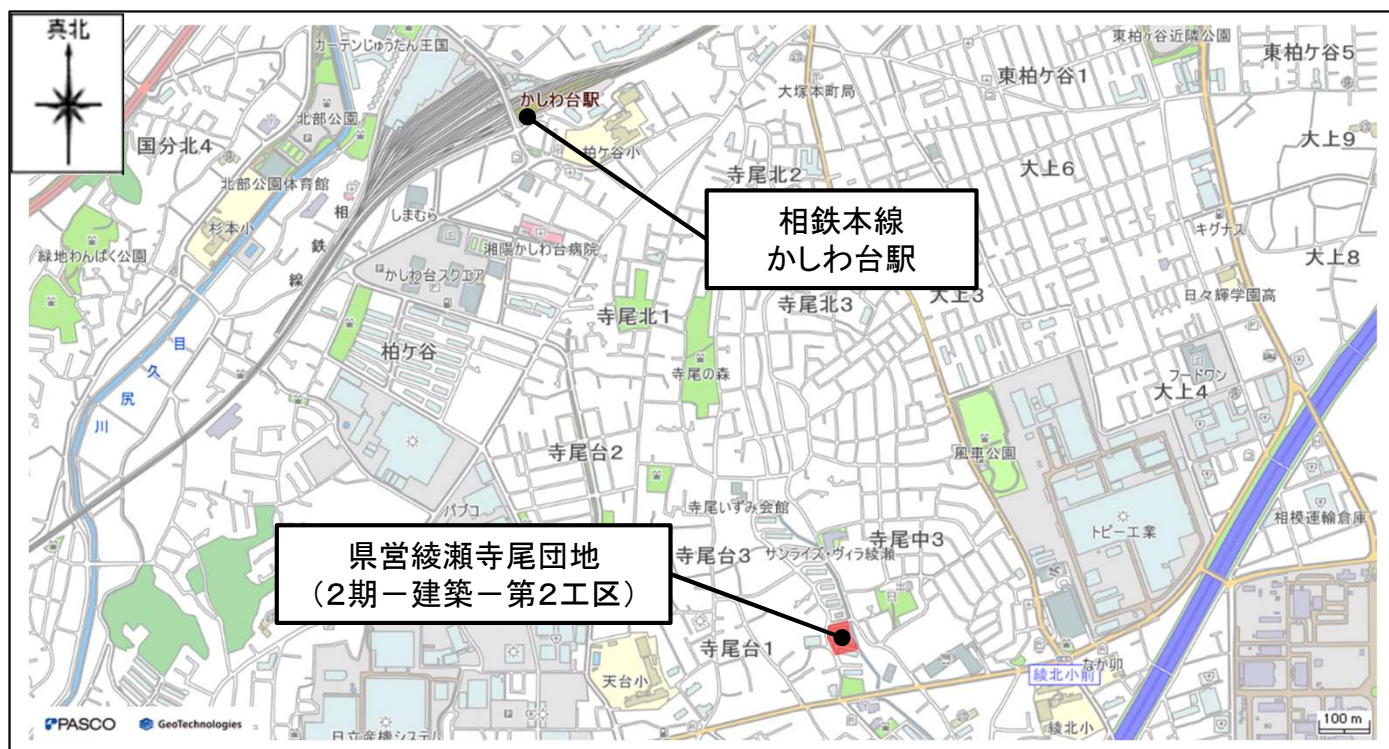
(注) 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

(※) 入札高が最低制限価格を下回ったため失格。

8 県営綾瀬寺尾団地公営住宅新築工事（２期－建築－第２工区）の概要

- (1) 工 事 名 称 県営綾瀬寺尾団地公営住宅新築工事（２期－建築－第２工区）
- (2) 工 事 場 所 綾瀬市寺尾中２－１外
- (3) 工 事 内 容 構造/階数 鉄筋コンクリート造 ６階建 １棟
延床面積 2,508.83㎡
住戸数 36戸
- (4) 請負契約金額 10億4,988万4,440円
- (5) 請負契約者名 亀井工業・大勝建設特定建設工事共同企業体
代表者 亀井工業株式会社
代表取締役 亀 井 信 幸
所在地 茅ヶ崎市南湖１丁目４番２５号

県営綾瀬寺尾団地公営住宅新築工事（2期－建築－第2工区）概要図



位置図



配置図

入 札 執 行 状 況 調 書

工事名称 県営綾瀬寺尾団地公営住宅新築工事（２期－建築－第２工区）

- １ 開札年月日 令和７年10月１日
- ２ 落札額 1,049,884,440円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 95,444,040円
- ３ 入札回数 １回
- ４ 入札参加者及び入札高 別表のとおり

（単位 円）

予定価格	落札額	最低制限価格
1,026,280,000	954,440,400	954,440,400

（別 表）

（単位 円）

業 者 名	所 在 地	代 表 者	入札結果	摘 要
			第１回入札高	
亀井工業・大勝建設特定建設工事共同企業体	茅ヶ崎市南湖	亀井工業（株）	954,440,400	落札（くじ引き）
エス・ケイ・ディ・コラム建設特定建設工事共同企業体	平塚市四之宮	（株）エス・ケイ・ディ	954,440,400	（くじ引き）
中鉢・センチュリー工業特定建設工事共同企業体	横浜市旭区上白根町	中鉢建設（株）	954,440,400	（くじ引き）
大野土建・愛甲建設特定建設工事共同企業体	相模原市中央区田名塩田	大野土建（株）	954,542,700	
渡辺組・見上工業特定建設工事共同企業体	横浜市中区南仲通	（株）渡辺組	954,840,300	
小島・大野特定建設工事共同企業体	厚木市中町	（株）小島組		辞退
アイグステック・相陽建設特定建設工事共同企業体	藤沢市大庭	アイグステック（株）	954,012,600	※失格

（注） 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

（※） 入札高が最低制限価格を下回ったため失格。